

## 令和 5 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 5 年 3 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 5 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 15 号及び議案第 16 号 損害賠償の額の決定についてでございますが、海苔の原料である原藻<sup>げんそう</sup>を送るパイプを破損させ、破損箇所から原藻<sup>げんそう</sup>を流出させたもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事案の内容でございますが、芦刈町住ノ江地内の住ノ江港から海苔協業施設まで、海苔の原料である原藻<sup>げんそう</sup>を送るパイプが設置されておりますが、除草作業時に草刈り機でパイプを破損させ、破損箇所から原藻<sup>げんそう</sup>を大量に流出させたものでございます。

パイプの破損に対する損害賠償の方法は、保険対応で、損害賠償の金額は、7 万 1,170 円、損害賠償の相手方は、佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所 運営委員長 <sup>なかの まさとし</sup>中野 正利でございます。

また、原藻<sup>げんそう</sup>の流出に対する損害賠償の方法は、保険対応で、損害賠償の金額は、121万2,780円、損害賠償の相手方は、天照水産<sup>てんしょうすいさん</sup>2 代表 卯野木<sup>うのき</sup>直宏<sup>なおひろ</sup>でございます。

次に、議案第17号 令和4年度小城市一般会計補正予算（第11号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ7,526万4千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ229億3,448万2千円とするものでございます。

第2表 繰越明許費でございますが、「第5弾小売店舗等復興応援券事業」を追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第7款 商工費でございますが、新規事業としまして「第5弾小売店舗等復興応援券事業」は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰などの影響を受けている市民及び事業者の皆さんの負担を軽減するため、第5弾の復興応援券を発行する経費の一部を計上するものでございます。

以上、歳出の内容について申し上げましたが、歳入に

つきましては、事務事業に伴う国庫支出金を計上し、基金繰入金により財源調整をするものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号 小城市個人情報の保護に関する法律施行条例でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、法律の施行について必要な事項を制定するものでございます。

次に、議案第2号 小城市個人情報保護審査会条例でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、審査会の設置等について基本となる事項を制定するものでございます。

次に、議案第3号 小城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例でございますが、書面で行うこととされている手続について、情報通信技術を利用する方法で行うことができるよう共通事項を定め、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため制

定するものでございます。

次に、議案第4号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国民健康保険税の税率及び税額を見直すものでございます。

次に、議案第5号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改めるものでございます。

次に、議案第6号 小城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございますが、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第7号 小城市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、知的障害者の該当要件を改めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、重度知的障害者の該当要件を「知能検査の判定結果」から障害の程度及び支援の必要性がより適切に評価される「療育手帳の判定結果」

に見直すものでございます。

次に、議案第 8 号 小城市下水道条例等の一部を改正する条例でございますが、小城市下水道事業等に係る「使用料の改定」及び「市営浄化槽事業区域の見直し」を行うため、小城市下水道事業条例、小城市農業集落排水処理施設条例、小城市市営浄化槽条例及び小城市小城市東新町住宅団地浄化施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 9 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、「安全計画の策定等の義務化」及び「業務継続計画の策定等の努力義務化」に必要な措置を講ずるものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市学校給食センター条例の一部を改正する条例でございますが、学校給食衛生管理基準に適合していない給食施設を集約し、新たに「学校給食センター」を設置するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、4 箇所 of 給食施設を 1 箇所

所に集約し、11 の受配校に学校給食を提供するものでございます。

次に、議案第 11 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、学校教育法及び子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び民法等が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」を削除し、「安全計画の策定等の義務化」に必要な措置を講ずるものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市立中林梧竹記念館協議会条例及び小城市立歴史資料館協議会条例の一部を改正する条例でございますが、博物館法が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 14 号 小城市健康スポーツセンターの指定管理者の指定についてでございますが、令和 5 年 4

月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間、シンコースポーツ・大成有楽不動産共同企業体を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 18 号 令和 4 年度小城市一般会計補正予算（第 12 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 5 億 8,768 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 235 億 2,216 万 4 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正でございますが、「市有財産等管理事業」から「河川災害復旧事業」までの 29 事業を追加するものでございます。

第 4 表 債務負担行為補正でございますが、「牛津出張所家賃・共済費」から「天山・八丁ダム道路案内板敷地借上料」までの 3 事項を追加するものでございます。

第 5 表 地方債補正でございますが、「県営水利施設等保全高度化事業（三日月東部地区）」から「学校給食

センター（仮称）改築事業」までの 3 事業を追加し、「特定地域づくり事業推進補助事業」から「小城岩蔵工業団地線災害復旧事業」までの 17 事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「高齢者福祉総務費」は、認知症グループホーム等が、利用者の安全性確保の観点から実施する大規模改修工事に対する補助金を計上するものでございます。

第 6 款 農林水産業費でございますが、「農業用ため池維持管理事業」は、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた上右原第一ため池等の劣化状況評価などの調査委託料を令和 4 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

次に、「農業基盤整備促進事業」でございますが、この事業も国の補正予算に伴い、後年度に予定していた橋内地区の水路整備に要する委託料及び工事請負費等を令和 4 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

第 8 款 土木費でございますが、「橋りょう補修事業」は、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた 3 橋の工事請負費を令和 4 年度に前倒して予算を計上するも



のでございます。

第 10 款 教育費でございますが、「学校給食センター（仮称）改築事業」は、国の補正予算に伴い、後年度に予定していた事業計画の工事請負費を令和 4 年度に前倒して予算を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましましては、事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、諸収入、市債のほか、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などを計上し、基金繰入金により財源調整を行うものでございます。

次に、議案第 19 号 令和 4 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 609 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 3,026 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましましては、保険給付費及び保健事業費を減額するものでございます。

次に、議案第 20 号 令和 4 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 268 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億

2,424万7千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第21号 令和4年度小城市水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算から、収益的収入及び支出それぞれ400万円を減額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ3億1,945万2千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、水道管移設補償工事に伴う負担金の減額でございます。

次に、収益的支出では、水道管移設補償工事費及び委託料の不用額を減額し、受水費を増額するものでございます。また、収支の調整のため予備費を減額するものでございます。

次に、議案第22号 令和4年度小城市病院事業会計補正予算（第3号）でございますが、収益的収入の既定の予算から1億3,371万8千円を減額し、補正後の予算の総額を15億2,966万3千円とし、収益的支出の既定の予算に1,530万円を追加し、補正後の予算の総額

を 13 億 1,677 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、医業収益を減額するものでございます。

次に、資本的収入では、国保会計補助金 274 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を 2,620 万 3 千円とするものでございます。

次に、議案第 23 号 令和 4 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入の既定の予算から 2,228 万 7 千円を減額し、補正後の予算の総額を 19 億 1,668 万円とし、収益的支出の既定の予算から 2,372 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 16 億 1,642 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入につきましては、工事の繰越に伴い消費税を再計算したことにより減額するものでございます。

また、収益的支出では、汚泥処分量の実績に伴い減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 2,239 万円を減額し、補正後の予算の総額を 10 億 841 万 8 千円とし、資本的支出の既定の予算から 4,408 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 17 億 1,861 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入につきましては、管渠や浄化槽の施工実績に伴い、企業債や国庫

補助金等を減額するものでございます。

また、資本的支出では、建設改良費を減額するものでございます。

次に、議案第 24 号 令和 5 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、222 億 2,912 万 6 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、プラス 2.5%、5 億 4,162 万 6 千円の増となっております。

第 2 表 債務負担行為は、「不燃物収集運搬車購入費」から「漁業被害対策特別資金利子補給」までの 3 事項について、期間及び限度額を定めるものでございます。

第 3 表 地方債は、「庁用車管理事業」から「臨時財政対策債」までの 51 事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を 15 億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組むものなど、主な事業について御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございますが、令和 8 年度を初年度とする第 3 次総合計画策定に向けて、まちづくり市民会議を開催するためなどの「総合計画・行政評価事業」、

観光人口や交流人口の増大を図るために令和3年度から実施しております「地方創生推進交付金（観光振興）事業」、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた「D<sup>ディエックス</sup>X推進事業」などを計上しております。

第3款 民生費でございますが、令和4年度から実施しております三日月保健福祉センターの空調設備等の改修のためなどの「三日月保健福祉センター管理運営事業」、三里保育園の整備等に対する補助金を交付するためなどの「保育所等整備補助事業」などに加え、少子化・子育て支援策として、4つの新規事業を計上しております。

一つ目は、家事や育児等に不安や負担を抱え、支援を必要とする子育て家庭などに対し、居宅を訪問して家事や育児を支援するための「子育て世帯訪問支援事業」でございます。

二つ目は、市内の保育所等が、医療的ケア児を受け入れ、看護師などを配置する費用を助成するための「医療的ケア児保育支援事業」でございます。

三つ目は、市内園に保育士等として新たに就職する者に対し、準備金を支給するための「保育士等就職準備金交付事業」でございます。

四つ目は、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成経費などを助成するための「養育費確保支援事業」でございます。

第4款 衛生費でございますが、新型コロナウイルスワクチンを接種するための「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、ゼロカーボンシティの実現に向けた、“小城市再生可能エネルギー導入推進計画（仮称）”の策定経費などの「みんなで地球温暖化防止事業」、新公立病院の事務及び整備に要する経費を負担する「新公立病院建設事業」などに加え、新規事業としまして、廃棄物中継センターの施設整備を行うため、令和5年度は、“循環型社会形成推進地域計画（仮称）”の策定経費などの「廃棄物中継センター施設整備事業」を計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、田んぼダム導入に対する協力金の交付などの「多面的機能支払交付金事業」、排水機場に近接する水門の省力化工事のためなどの「農業排水施設維持管理事業」、芦刈漁港の浚渫工事のための「漁港維持管理事業」などに加え、新規事業としまして、豪雨により水害が多発する地域の排水対策検討に向けた調査及び解析を実施するための「内水対策調査事業」、漁業被害により漁業経営の継続が危惧される漁業者が借り入れた資金の利子負担を軽減するための「漁業被害対策特別資金利子補給事業」を計上しております。

第7款 商工費でございますが、新規事業としまして、

地域活性化起業人制度を活用し、企業から派遣される人材と共に芦刈地区を中心とした観光施策を立案し、計画に基づく観光振興に資する事業を実施するための「地域活性化起業人観光振興事業」などを計上しております。

第8款 土木費でございますが、経年劣化している橋りょうの補修を行うための「橋りょう補修事業」、牛津駅前広場を再整備するための「牛津駅前広場整備事業」、移住・定住対策としまして、佐賀県外から小城市内に移住される49歳以下で就労要件を満たす方に補助金を交付することを追加した「移住・定住対策事業」などを計上しております。

第9款 消防費でございますが、令和4年度の芦刈町消防団の拠点格納庫の整備に引き続き、令和5年度は小城町消防団の拠点格納庫を整備するための「消防施設・設備整備事業」、既存の防災行政無線の老朽化に伴う整備を行うための「防災行政無線維持管理運営事業」などを計上しております。

第10款 教育費でございますが、三里保育園の整備等に対する補助金を交付するためなどの「認定こども園施設整備事業」、生涯学習センターの改修工事のための「生涯学習センター管理事業」、2024年に開催される国民スポーツ大会の準備に向けた実行委員会運営経費等

としての「2024年国民スポーツ佐賀大会等開催事業」、佐賀県遺産である光栄菊酒造の建造物の保存及び活用を図るための外観修理補助としての「22世紀に残す佐賀県遺産保存事業」などに加え、新規事業としまして、市内の中学校に部活動指導員を配置するための「市立中学校の部活動指導員活用事業」、老朽化が進行している市内の小中学校12校について、改築・長寿命化などの調査を行うための「小・中学校施設長寿命化改良等調査事業」、令和5年9月に供用開始となる学校給食センターの管理運営を行うための「学校給食センター（仮称）管理運営事業」を計上しております。

第11款 災害復旧費でございますが、満神排水機場のポンプ設備の老朽化による改修及び更新を行うための「満神鉦害ポンプ排水施設維持管理事業」などを計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

第1款 市税でございますが、令和5年度の市民税は、個人及び法人ともに平年ベースを基本に約1.5%の増収を見込んでおります。

第7款 地方消費税交付金でございますが、佐賀県税政課の資料を基に、約12.3%の増加と見込んでおります。



第 10 款 地方交付税のうち普通交付税と相互関係にあります第 21 款 市債のうち臨時財政対策債でございますが、これらは、総務省の地方財政対策及び地方債の発行状況等を考慮しまして、前年度から減収を見込んでおります。

その他の歳入でございますが、各事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 5 年度小城市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 3,183 万 1 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 1.9%、9,390 万 2 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

次に、議案第 26 号 令和 5 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 5,671 万 1 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 6.5%、3,995 万 7 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 27 号 令和 5 年度小城市水道事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出の総額は、収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,312 万 1 千円でございます。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及び配当金などを計上しております。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、一般会計負担金、工事負担金、固定資産売却代金として 1 億 255 万 8 千円を計上しております。

資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、企業債の償還金など 9,728 万 3 千円を計上しております。

次に、議案第 28 号 令和 5 年度小城市病院事業会計予算でございますが、収益的収入の総額は、13 億 4,717 万 5 千円、収益的支出の総額は、13 億 5,138 万 6 千円でございます。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益など

の医業収益、預金利息、一般会計負担金などの医業外収益を計上しております。

収益的支出につきましては、給与費、薬品費等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税などの医業外費用を計上しております。

次に、資本的収入につきましては、企業債の元金に係る一般会計負担金、医療用機器整備のための出資金などの総額として 1,976 万 8 千円を計上しております。

資本的支出につきましては、全自動血液凝固検査装置等の医療用機器を購入するための建設改良費、企業債の償還金などの総額として 4,036 万 2 千円を計上しております。

なお、収入で不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、議案第 29 号 令和 5 年度小城市下水道事業会計予算でございますが、収益的収入の総額は、18 億 5,834 万 5 千円、収益的支出の総額は、15 億 7,321 万 3 千円でございます。

収益的収入につきましては、下水道使用料、他会計補助金、ちょうきまえうけきんれいにゆう長期前受金戻入などを計上しております。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

次に、資本的収入の総額は、7 億 1,212 万 8 千円、資

本的支出の総額は、14億7,782万9千円でございます。

資本的収入につきましては、企業債、他会計補助金、国・県補助金、受益者負担金・分担金などを計上しております。

資本的支出につきましては、下水道管渠、処理場及び浄化槽等の建設改良費、企業債元金の償還金などを計上しております。

次に、議案第30号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の吉田<sup>よしだ</sup>安之<sup>やすゆき</sup>氏が令和5年5月15日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として吉田<sup>よしだ</sup>安之<sup>やすゆき</sup>氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第31号 小城市教育委員会教育長の任命についてでございますが、教育長の<sup>おおの</sup>大野<sup>けいいちろう</sup>敬一郎氏が令和5年5月31日をもって任期満了となりますので、後任の教育長として<sup>おおの</sup>大野<sup>けいいちろう</sup>敬一郎氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告関係につきまして御報告申し上げます。

報告第 1 号 専決処分の報告についてでございますが、令和 4 年 12 月 15 日、市が所有する収集車で、粗大ごみの収集を行った際、相手方の敷地内にある合併浄化槽の蓋を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 4 年 12 月 27 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。